



平成 21 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 ウェーブロックホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役 兼 執行役員社長 木根 渕 純  
(コード番号 7940 東証第 2 部)  
問合せ先 経営企画室長 市井 栄治  
(TEL : 03-6830-6000)

### 普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 13 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、平成 21 年 6 月開催予定の本定時株主総会と同日に開催予定の本種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 3 月 31 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主をもって、本種類株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下、「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

なお、当社は、本種類株主総会を、平成 21 年 2 月 2 日に開始されたウェーブロックインベストメント株式会社による当社の発行済株式（ただし、自己株式を除きます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の成立を条件として開催することを予定しております。

- (1) 基準日 平成 21 年 3 月 31 日（火曜日）
- (2) 公告日 平成 21 年 3 月 16 日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.wavelock-holdings.com/>

##### 2. 本種類株主総会の日程・付議議案等について

当社は、本日現在において、会社法第 2 条第 13 号の規定する種類株式発行会社（以下、「種類株式発行会社」といいます。）ではありませんが、本公開買付けが成立することを条件として、平成 21 年 6 月開催予定の第 46 期定時株主総会において、①定款の一部を変更して当社を種類株式発行会社とすること、②定款の一部を変更して当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③会社法第 171 条第 1 項及び当該変更後の定款に基づき、株主総会決議によって、当社の当該株式の全部取得と引換えに他の種

類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。本公開買付けが成立し、平成 21 年 6 月開催予定の第 46 期定時株主総会において、上記①の議案が決議されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、上記②の定款の一部変更を行うためには、株主総会決議のほか、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要になります。そこで、当社は、本定時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを検討しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定しております。なお、全部取得条項付種類株式に変更される予定の株式は、本日現在において当社の発行しているすべての普通株式であることから、基準日における最終の株主名簿に記録された株主すべてが対象となります。

なお、本公開買付けの結果、並びに、本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日時及び開催場所ならびに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上